



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 公告

入札公告	(下水道課)
"	(")
"	(")
"	(")
"	(")
"	(")

公 告

入 札 公 告

紀の川流域下水道(伊都処理区)伊都浄化センター脱水機設備工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成18年2月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度及び工事番号 平成17年度県債流下管第11号
- (2) 工事名 紀の川流域下水道(伊都処理区)伊都浄化センター脱水機設備工事
- (3) 工事場所 伊都郡かつらぎ町窪地内
- (4) 工事概要 脱水機設備工事
 - 汚泥脱水機(圧入式スクリーブレス脱水機φ900)1台
 - 汚泥供給ポンプ(φ125一軸ネジ式ポンプ)2台
 - ケーキ搬出コンベア(5.35m既設延長)1式
 - 汚泥貯留槽攪拌機(φ2500立形ミキサー)1台
- (5) 工期 平成19年2月28日まで
- (6) 予定価格 216,051,150円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 164,658,900円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 単体企業
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有

(11) 契約の保証 要

(12) 議会の議決 不要

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げるすべての要件を満たしていること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - (3) 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - (4) 建設業法に基づく機械器具設置工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
 - (5) 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (6) 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
 - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (8) 平成7年度以降に元請けとして、下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受ける終末処理場において圧入式スクリーブレス汚泥脱水機を製作又は据え付けした工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有する者であること。
 - (9) 平成7年度以降(8)に該当する工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に機械器具設置工事の監理技術者資格証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の機械器具設置工事の監理技術者を配置すること。
 - (10) 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する機械器具設置工事の総合点数が、1000点以上であること。
- 3 入札参加手続等
 - (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成18年2月17日(金)から平成18年3月14日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
電話番号 073-441-3200(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のAに同じ。

イ 閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209
那賀振興局建設部総務課
電話番号 0736-63-0100

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成18年2月22日(水)から平成18年2月24日(金)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
ファクシミリ番号 073-436-2940
e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成18年3月1日(水)から平成18年3月3日(金)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/gesuido.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成18年3月8日(水)から平成18年3月14日(火)まで

イ 提出先 〒649-6299
岩出郵便局留
和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度及び工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度及び工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

試行要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年3月15日(水)午後3時30分から
イ 開札場所 那賀振興局 3階大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年3月16日(木)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年3月17日(金)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	平成7年度以降に元請けとして、下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受ける終末処理場において圧入式スクリーンプレス汚泥脱水機を製作又は据え付けした工事の施工実績(施工中のものを除く。)
イ 技術者評価	配置予定技術者の平成7年度以降のアに該当する工事の経験 配置予定技術者の資格(機械器具設置工事の監理技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、一者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成18年3月15日

工事年度及び工事番号 平成17年度県債流下管第11号

工事名 紀の川流域下水道（伊都処理区）伊都浄化センター脱水機設備工事

工事場所 伊都郡かつらぎ町窪地内

商号又は名称

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先（電話番号）

担当者連絡先（ファクシミリ番号）

入札公告

紀の川中流流域下水道(那賀処理区)桃山幹線管渠(推進)工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成18年2月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度及び工事番号 平成17年度国債流下管第2号
-38
- (2) 工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)桃山幹線管渠(推進)工事
- (3) 工事場所 紀の川市桃山町段～市場地内
- (4) 工事概要 管渠工
泥濃式推進工
工事延長 351.6m(内推進工延長345.7m)
内径900mm
- (5) 工期 330日間
- (6) 予定価格 131,715,150円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 100,530,150円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。

オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、紀の川市又は岩出町内に主たる営業所を有する者にあつては800点以上、橋本市又は伊都郡内に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては900点以上であること。

キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

エ 紀の川市、岩出町、橋本市又は伊都郡に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が900点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に、推進工法による下水道管渠工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降、推進工法による下水道管渠工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

ク 国土交通大臣の認定事業により資格を得た推進工事技士登録証を有する者(以下「推進工事技士」という。)を、推進工の工事着手時から完了したことが確認できるまでの期間中、専任で配置すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成18年2月17日(金)から平成18年3月13日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
電話番号 073-441-3200(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。

イ 閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209
那賀振興局建設部総務課
電話番号 0736-63-0100

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成18年2月22日(水)から平成18年2月24日(金)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
ファクシミリ番号 073-436-2940
e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成18年3月1日(水)から平成18年3月3日(金)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/gesuido.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成18年3月7日(火)から平成18年3月13日(月)まで

イ 提出先 〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度及び工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度及び工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年3月14日(火)午後1時30分から

イ 開札場所 那賀振興局 3階大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年3月15日(水)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年3月17日(金)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) 一共同企業体 推進工事技士の登録(推進工の着手時から完了したことが確認できるまでの期間、専任で配置)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、一者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成18年3月14日

工事年度及び工事番号 平成17年度国債流下管第2号-38

工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)桃山幹線管渠(推進)工事

工事場所 紀の川市桃山町段~市場地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 -

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号) - -

担当者連絡先(ファクシミリ番号) - -

入札公告

紀の川中流流域下水道(那賀処理区)貴志川幹線管渠(推進)工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成18年2月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度及び工事番号 平成17年度国債流下管第2号-41
- (2) 工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)貴志川幹線管渠(推進)工事
- (3) 工事場所 紀の川市桃山町市場地内
- (4) 工事概要 管渠工
泥濃式推進工
工事延長 486.0m(内推進工延長480.74m)
内径800mm
- (5) 工期 310日間
- (6) 予定価格 168,381,150円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 128,259,600円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。

オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、紀の川市又は岩出町内に主たる営業所を有する者にあつては800点以上、橋本市又は伊都郡内に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては900点以上であること。

キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
- イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
- ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- エ 紀の川市、岩出町、橋本市又は伊都郡に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が900点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に、推進工法による下水道管渠工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降、推進工法による下水道管渠工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

ク 国土交通大臣の認定事業により資格を得た推進工事技士登録証を有する者(以下「推進工事技士」という。)を、推進工の工事着手時から完了したことが確認できるまでの期間中、専任で配置すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成18年2月17日(金)から平成18年3月13日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
電話番号 073-441-3200(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。

イ 閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209
那賀振興局建設部総務課
電話番号 0736-63-0100

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成18年2月22日(水)から平成18年2月24日(金)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
ファクシミリ番号 073-436-2940
e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成18年3月1日(水)から平成18年3月3日(金)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/ge_suido.html)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成18年3月7日(火)から平成18年3月13日(月)まで

イ 提出先 〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度及び工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度及び工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年3月14日(火)午後2時30分から

イ 開札場所 那賀振興局 3階大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年3月15日(水)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年3月17日(金)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) 一共同企業体 推進工事技士の登録(推進工の着手時から完了したことが確認できるまでの期間、専任で配置)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、一者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成18年3月14日

工事年度及び工事番号 平成17年度国債流下管第2号-41

工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)貴志川幹線管渠(推進)工事

工事場所 紀の川市桃山町市場地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 -

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号) - -

担当者連絡先(ファクシミリ番号) - -

入札公告

紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成18年2月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度及び工事番号 平成17年度国債流下管第2号
-42
- (2) 工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事
- (3) 工事場所 那賀郡岩出町中島地内
- (4) 工事概要 管渠工
泥水式推進工
工事延長 301.0m(内推進工延長294.6m)
内径1500mm
- (5) 工期 310日間
- (6) 予定価格 193,909,800円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 149,358,300円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、和歌山県内に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては1150点以上であること。

キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
- イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
- ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が1150点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に、推進工法による下水道管渠工事(中口径φ800mm以上のものに限る。)の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降、推進工法による下水道管渠工事(中口径φ800mm以上のものに限る。)の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

ク 国土交通大臣の認定事業により資格を得た推進工事技士登録証を有する者(以下「推進工事技士」という。)を、推進工の工事着手時から完了したことが確認できるまでの期間中、専任で配置すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成18年2月17日(金)から平成18年3月13日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
電話番号 073-441-3200(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。

イ 閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209
那賀振興局建設部総務課
電話番号 0736-63-0100

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成18年2月22日(水)から平成18年2月24日(金)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
ファクシミリ番号 073-436-2940
e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成18年3月1日(水)から平成18年3月3日(金)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/gesuido.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成18年3月7日(火)から平成18年3月13日(月)まで

イ 提出先 〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度及び工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度及び工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年3月14日(火)午後3時30分から

イ 開札場所 那賀振興局 3階大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年3月15日(水)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年3月17日（金）

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日（休日を除く。）

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp>）に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事（中口径φ800mm以上のものに限る。）の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事（中口径φ800mm以上のものに限る。）の経験 配置予定技術者の資格（監理技術者） 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格（主任技術者） 一共同企業体 推進工事技士の登録（推進工の着手時から完了したことが確認できるまでの期間、専任で配置）

7 落札者の決定方法

予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者（低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないうおそれがあると認められた者を除く。）を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、一者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成18年3月14日

工事年度及び工事番号 平成17年度国債流下管第2号-42

工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事

工事場所 那賀郡岩出町中島地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 -

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号) - -

担当者連絡先(ファクシミリ番号) - -

入札公告

紀の川中流流域下水道(那賀処理区)桃山ポンプ場築造工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成18年2月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度及び工事番号 平成17年度国債流下管第2号
-43
- (2) 工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)桃山ポンプ場築造工事
- (3) 工事場所 紀の川市桃山町段地内
- (4) 工事概要 建築工事 ポンプ場建築工事(地上部)1式
土木工事 ポンプ場築造工事(地下部)1式
- (5) 工期 630日間
- (6) 予定価格 427,407,750円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 332,111,850円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有

する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

- オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
 - カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
 - ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ケ 平成7年度以降に元請として、次の(ア)又は(イ)、及び(ウ)に該当する工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
 - (ア) 下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受ける終末処理場又は中継ポンプ場(揚水量25t/分以上のものに限る。)の土木工事(現場打ち鉄筋コンクリート造による水槽構造物の工事に限る。)
 - (イ) 地方公共団体等の発注した処理水量が4,530m³/日以上(下水道類似施設(農業集落排水施設、地域し尿処理施設(コミュニティプラント)等)の土木工事(現場打ち鉄筋コンクリート造による水槽構造物の工事に限る。))
 - (ウ) 連続地中壁の築造工事
 - コ 平成7年度以降のケに該当する工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
 - サ 建築工事の監理技術者資格を有する主任技術者を、建築工事の着手時から完了したことが確認できるまでの期間、1名専任で配置すること。
 - シ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する総合点数が、土木一式工事で1200点以上かつ建築一式工事で900点以上であること。
 - ス 土木工事の監理技術者が5名以上在籍すること。
- (2) 共同企業体の場合
- ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからクまでに掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

ウ 一共同企業体は、条件付き一般競争入札等における特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成17年6月30日制定)により各構成員の総合点数を基に算出した総合点数が、土木一式工事で1200点以上かつ建築一式工事で900点以上となること、又は共同企業体の代表幹事となる者の審査要綱第3条第2項に規定する総合点数が、土木一式工事で1200点以上かつ建築一式工事で900点以上であること。

エ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

オ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

カ 県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。

キ 各構成員は審査要綱第3条第2項に規定する総合点数が、和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては土木一式工事で850点以上かつ建築一式工事で800点以上、その他の者にあつては土木一式工事で1150点以上かつ建築一式工事で900点以上であること。

ク 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケからサまでに掲げる要件をすべて満たしていること。

ケ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

コ 建築工事の監理技術者資格を有する主任技術者を、建築工事の着手時から完了したことが確認できるまでの期間、代表幹事から1名専任で配置すること。

サ 一共同企業体で土木工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成18年2月17日(金)から平成18年3月14日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
電話番号 073-441-3200(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209
那賀振興局建設部総務課

電話番号 0736-63-0100

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成18年2月22日(水)から平成18年2月24日(金)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課

ファクシミリ番号 073-436-2940

e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成18年3月1日(水)から平成18年3月3日(金)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/gesuido.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成18年3月8日(水)から平成18年3月14日(火)まで

イ 提出先 〒649-6299
岩出郵便局留
和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度及び工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札価格調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒

の表面に開札日、工事年度及び工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(エ)入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ)入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3)入札書等の不受理について
試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4)入札の無効について
試行要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5)失格について
試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1)開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年3月15日(水)午後1時30分から

イ 開札場所 那賀振興局 3階大会議室

(2)開札状況の公表予定

公表日 平成18年3月16日(木)

(3)落札予定について

落札予定日 平成18年3月17日(金)

(4)入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5)公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1)資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2)技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

ア 単体企業の場合

評価項目	着目点
ア 施工実績	平成7年度以降に元請として、次のa又はb、及びcに該当する工事の施工実績(施工中のものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> a 下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受ける終末処理場又は中継ポンプ場(揚水量25t/分以上のものに限る。)の土木工事(現場打ち鉄筋コンクリート造による水槽構造物の工事に限る。) b 地方公共団体等の発注した、処理水量が4,530m³/日以上下水道類似施設(農業集落排水施設、地域し尿処理施設(コミュニティプラント)等)の土木工事(現場打ち鉄筋コンクリート造による水槽構造物の工事に限る。) c 連続地中壁の築造工事
イ 技術者評価	配置予定技術者の平成7年度以降のAに該当する工事の経験 配置予定技術者の資格(土木工事の監理技術者) 建築工事配置予定技術者の資格(建築工事の監理技術者) 土木工事の監理技術者が5名以上在籍すること

イ 特定建設工事共同企業体の場合

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 平成7年度以降に元請として、次のa又はb、及びcに該当する工事の施工実績(施工中のものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> a 下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受ける終末処理場又は中継ポンプ場(揚水量25t/分以上のものに限る。)の土木工事(現場打ち鉄筋コンクリート造による水槽構造物の工事に限る。) b 地方公共団体等の発注した、処理水量が4,530m³/日以上下水道類似施設(農業集落排水施設、地域し尿処理施設(コミュニティプラント)等)の土木工事(現場打ち鉄筋コンクリート造による水槽構造物の工事に限る。) c 連続地中壁の築造工事
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降のAに該当する工事の経験 配置予定技術者の資格(土木工事の監理技術者) 建築工事配置予定技術者の資格(建築工事の監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) 一共同企業体 土木工事の監理技術者が5名以上在籍すること

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、一者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

(1) 単体企業の場合

〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成18年3月15日

工事年度及び工事番号 平成17年度国債流下管第2号-43

工事名 紀の川中流域下水道(那賀処理区)桃山ポンプ場築造工事

工事場所 紀の川市桃山町段地内

商号又は名称

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)

(2) 共同企業体の場合

〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成18年3月15日

工事年度及び工事番号 平成17年度国債流下管第2号-43

工事名 紀の川中流域下水道(那賀処理区)桃山ポンプ場築造工事

工事場所 紀の川市桃山町段地内

共同企業体名

特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)

入札公告

紀の川中流域下水道(那賀処理区)貴志川ポンプ場築造工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成18年2月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度及び工事番号 平成17年度国債流下管第2号
-44
- (2) 工事名 紀の川中流域下水道(那賀処理区)貴志川ポンプ場築造工事
- (3) 工事場所 紀の川市貴志川町丸栖地内
- (4) 工事概要 建築工事 ポンプ場建築工事(地上部)1式
土木工事 ポンプ場築造工事(地下部)1式
- (5) 工期 510日間
- (6) 予定価格 301,863,450円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 233,568,300円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有

する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

- オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
- カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ケ 平成7年度以降に元請として、次の(ア)又は(イ)、及び(ウ)に該当する工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
- (ア) 下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受ける終末処理場又は中継ポンプ場(揚水量15t/分以上のものに限る。)の土木工事(現場打ち鉄筋コンクリート造による水槽構造物の工事に限る。)
- (イ) 地方公共団体等の発注した処理水量が4,530m³/日以上下水道類似施設(農業集落排水施設、地域し尿処理施設(コミュニティプラント)等)の土木工事(現場打ち鉄筋コンクリート造による水槽構造物の工事に限る。)
- (ウ) 連続地中壁の築造工事
- コ 平成7年度以降のケに該当する工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
- サ 建築工事の監理技術者資格を有する主任技術者を、建築工事の着手時から完了したことが確認できるまでの期間、1名専任で配置すること。
- シ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する総合点数が、土木一式工事で1200点以上かつ建築一式工事で900点以上であること。
- ス 土木工事の監理技術者が5名以上在籍すること。
- (2) 共同企業体の場合
- ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからクまでに掲げる要件をすべて満たしていること。

- イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
- ウ 一共同企業体は、条件付き一般競争入札等における特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成17年6月30日制定)により各構成員の総合点数を基に算出した総合点数が、土木一式工事で1200点以上かつ建築一式工事で900点以上となること、又は共同企業体の代表幹事となる者の審査要綱第3条第2項に規定する総合点数が、土木一式工事で1200点以上かつ建築一式工事で900点以上であること。
- エ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
- オ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- カ 県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- キ 各構成員は審査要綱第3条第2項に規定する総合点数が、和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては土木一式工事で850点以上かつ建築一式工事で800点以上、その他の者にあつては土木一式工事で1150点以上かつ建築一式工事で900点以上であること。
- ク 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケからサまでに掲げる要件をすべて満たしていること。
- ケ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
- コ 建築工事の監理技術者資格を有する主任技術者を、建築工事の着手時から完了したことが確認できるまでの期間、代表幹事から1名専任で配置すること。
- サ 一共同企業体で土木工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

- ア 交付期間 平成18年2月17日(金)から平成18年3月14日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで
- イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
電話番号 073-441-3200(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

- ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。
- イ 閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209
那賀振興局建設部総務課

電話番号 0736-63-0100

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

- ア 受付期間 平成18年2月22日(水)から平成18年2月24日(金)までの3日間
- イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
ファクシミリ番号 073-436-2940
e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp
- エ 回答期間 平成18年3月1日(水)から平成18年3月3日(金)までの3日間
- オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/gesuido.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

- ア 提出期間 平成18年3月8日(水)から平成18年3月14日(火)まで
- イ 提出先 〒649-6299
岩出郵便局
和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

- ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。
 - (ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - (イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度及び工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。
 - (ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒

の表面に開札日、工事年度及び工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

試行要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年3月15日(水)午後2時30分から

イ 開札場所 那賀振興局 3階大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年3月16日(木)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年3月17日(金)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

ア 単体企業の場合

評価項目	着目点
ア 施工実績	平成7年度以降に元請として、次の a 又は b、及び c に該当する工事の施工実績(施工中のものを除く。) a 下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受ける終末処理場又は中継ポンプ場(揚水量15 t/分以上のものに限る。)の土木工事(現場打ち鉄筋コンクリート造による水槽構造物の工事に限る。) b 地方公共団体等の発注した、処理水量が4,530 m ³ /日以上下水道類似施設(農業集落排水施設、地域尿処理施設(コミュニティプラント)等)の土木工事(現場打ち鉄筋コンクリート造による水槽構造物の工事に限る。) c 連続地中壁の築造工事
イ 技術者評価	配置予定技術者の平成7年度以降の ア に該当する工事の経験 配置予定技術者の資格(土木工事の監理技術者) 建築工事配置予定技術者の資格(建築工事の監理技術者) 土木工事の監理技術者が5名以上在籍すること

イ 特定建設工事共同企業体の場合

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 平成7年度以降に元請として、次の a 又は b、及び c に該当する工事の施工実績(施工中のものを除く。) a 下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受ける終末処理場又は中継ポンプ場(揚水量15 t/分以上のものに限る。)の土木工事(現場打ち鉄筋コンクリート造による水槽構造物の工事に限る。) b 地方公共団体等の発注した、処理水量が4,530 m ³ /日以上下水道類似施設(農業集落排水施設、地域尿処理施設(コミュニティプラント)等)の土木工事(現場打ち鉄筋コンクリート造による水槽構造物の工事に限る。) c 連続地中壁の築造工事
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の ア に該当する工事の経験 配置予定技術者の資格(土木工事の監理技術者) 建築工事配置予定技術者の資格(建築工事の監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) 一共同企業体 土木工事の監理技術者が5名以上在籍すること

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、一者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

(1) 単体企業の場合

〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成18年3月15日

工事年度及び工事番号 平成17年度国債流下管第2号-44

工事名 紀の川中流域下水道(那賀処理区)貴志川ポンプ場築造工事

工事場所 紀の川市貴志川町丸栖地内

商号又は名称

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)

(2) 共同企業体の場合

〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成18年3月15日

工事年度及び工事番号 平成17年度国債流下管第2号-44

工事名 紀の川中流域下水道(那賀処理区)貴志川ポンプ場築造工事

工事場所 紀の川市貴志川町丸栖地内

共同企業体名 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(ファクシミリ番号)